

群馬県公立大学法人一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができるよう支援を行い、働きやすい環境を整えることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるよう、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年1月1日から令和7年3月31日まで

2 内容

目標1 出産及び育児に関する諸制度の周知を図る

〈対策〉

- 令和3年1月～
 - ・出産及び育児に関する諸制度をまとめた資料を作成し周知を図る。
 - ・女性職員だけでなく、男性職員への積極的な情報提供を行い制度利用の促進を図る。

目標2 所定外労働の削減を図る

〈対策〉

- 令和3年1月～
 - ・業務の効率化や業務の平準化、人員の適正配置に取り組むことにより、所定外労働時間を削減する。

目標3 年次有給休暇を取得しやすい職場環境をつくる

〈対策〉

- 令和3年1月～
 - ・年間取得計画の作成等により、年次有給休暇を計画的に取得しやすい環境整備に努める。